　　年 　 月 　 日

深谷市長 　　　　　　 宛て

住 所

会社名

代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う書面の提出について

下記工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第１０４号。）第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成１４年３月５日国土交通省令第17号。）第4条に基づき、別紙「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１３条に基づく書面」等を作成いたしましたので提出します。

記

工 事 名

工事場所

※以下は記入しないで下さい。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 決裁（事業課） | | | | | | 担当者確認欄 | | 契約検査課受付 |
| 部・次長 | 課長 | 補佐 | | 回議 | 係長 |
|  |  |  | |  |  | □       様式１ | |  |
| □       別紙 | |
| □       別表１ | |
| 決裁 | | | 起案 | | | 担当印 |  |
| 年　　 月　　 日 | | | 年　　 月　　 日 | | |

様式１

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１３条に基づく書面

（建築物に係る解体工事の場合）

１．分別解体等の方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工  程  ご  と  の  作  業  内  容  及  び  解  体  方  法 | 工程 | 作業内容 | 分別解体等の方法 |
| ①建築設備・内装材等 | 建築設備・内装材等の取り外し  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用  併用の場合の理由( ) |
| ②屋根ふき材 | 屋根ふき材の取り外し  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用  併用の場合の理由( ) |
| ③外装材・上部構造部分 | 外装材・上部構造部分の取り壊し  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ④基礎・基礎ぐい | 基礎・基礎ぐいの取り壊し  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑤その他( ) | その他の取り壊し  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |

２．解体工事に要する費用　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（うち取引に係る消費税額） 　　　　　円

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地 　　　　　 別紙のとおり

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 　　　　　　　　　　　　　　円

（うち取引に係る消費税額） 　　　　 円

様式１

別　紙

（書ききれない場合は別紙に記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物  の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）